



検察庁法改正反対運動に取り組んで

私たちは微力ではあっても
無力ではない

2020年4月から6月の2か月間、検察庁法改正問題をめぐる世論の大きなうねりがこの国を包み込んだ。私は、検察庁法改正を含む国公法等一部改正案が国会で審議入りした直後の4月17日から同法案が衆議院で廃案となった6月17日まで、検事長勤務延長閣議決定の撤回を求め、検察庁法改正に反対する弁護士共同アピール運動に取り組んだ。

動き始めた当初、全く勝算はなかった。国会では、検事長勤務延長問題で激しい論戦が交わされて注目を集めたとはいえ、与党が押し切った形で議論は停滞していたし、与党が圧倒的多数の議席を握る中、法案の成立は確実とみられていた。

それでも立ちあがったのは、憲法の三権分立と法の支配が乱暴に踏みこまれる中、法律家がこれを黙過するならば、この国の法律家全体に対する市民の信頼を失うという強い危機感からである。そして何よりも、法律家諸団体のメンバーを中心として、思いを同じくする弁護士が全国に多数いた。アピール団体である「法の支配の危機を憂う弁護士の会」の呼び掛け人をお願いした新倉修先生、石田法子先生、新里宏二先生、内山新吾先生には二つ返事で快諾いただき、背中を押していただいた。全国の弁護士のつながりなくしては、やはり立ちあがることはできなかったとつくづく思う。

5月8日、アピールへの1500人の呼び掛け賛同を得て行った記者会見の後、「#検察庁法改正案に抗議します」のツイッターデモの急激な盛り上がりが見られ、事態は一変した。前代未聞の検察官OBによる法務省への意見書提出などもあり、5月18日に安倍首相が同法案の議決見送り方針を表明、さらにその後法案は廃案となり、市民運動が悪法を廃案に追い込むという久々の勝利に終わった。たたかいはやってみなければ分らないものだ。

6月20日、私はホームページに以下の言葉を残した。「私たちは微力ではあっても無力ではない。憲法は、私たちの心の奥底にしっかりと生きていて、この国の危機のときには私たちをつないでくれる。そんなことを確認できた約2か月間の運動でした」。たたかいを終えての私の偽らざる思いである。

ビジョンと理念の復権のために

安倍首相は8月には退陣にまで追い込まれた。これで少し流れが変わるかと思われたのも束の間、後任の菅首相は日本学術会議会員任命拒否問題を引き起こし、全国で抗議の声があがっている。

検察庁法改正と学術会議会員任命拒否、どちらも政権トップの憲法や法律への無理解を露呈した事件だが、その背景には、ビジョンや理念が政治(為政者にとっての)にもつ意味の喪失があるように思う。

多くの市民が協力し合ってよりよい社会を作っていく上で、ビジョンや理念はなくてはならない。危機の時代には特にそうである。日本国憲法は、敗戦後のがれきの中で「平和国家」のビジョンを高々と掲げて多くの国民の支持を得た。ところが、政権与党には、コロナ危機という重大な危機にあって、市民と力を合わせてこの国をよりよい方向に導くビジョンはなく、あるのはただ自分たちの支配を維持するという権力指向だけのようにみえる。

ビジョンや理念なき政治は、むき出しの実利・実力によって全てが決まる政治であり、対立と分断が残る。ビジョンや理念に基づく政治は、議論と対話を生み、最後は多数決で決まるとしても、その過程で様々な実りと相互理解を生む可能性を持つ。

検察庁法改正反対運動で憲法の理念が市民の中に共有される成功体験が残った今こそ、困難な時代を切り開くビジョンと理念の復権に向けて、歩みを進めるべきだと思う。

(弁護士 島田 広(福井))